

令和6年2月から

高額療養費支給申請手続の簡素化をはじめます！

これまで、高額療養費の支給を受けるには、該当月ごとに申請書の提出が必要でした。令和6年2月通知分からは、支給申請簡素化の手続きを一度行くと、次回以降の申請が不要となります。申請後は高額療養費が発生した場合、自動で指定口座にお振込みいたします。

1 対象者

申請書に記載する承諾事項に同意していただける世帯主

2 申請方法

対象となる世帯主には高額療養費支給簡素化申請書兼同意書を随時送付しますので、窓口に提出してください。
来庁が難しい方については郵送でも提出可能です。

【申請に必要なもの】

- ①国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ
- ②世帯主名義の金融機関の口座がわかるもの
- ③印鑑(認印) ※シャチハタ不可。世帯主本人が世帯主名を手書きしない場合押印が必要です。



3 支給方法

高額療養費(外来年間合算)を支給する場合は、指定口座へ自動振込をします。
支給金額や振込日については、「支給決定通知」の発送をもってお知らせに代えさせていただきます。支給がない場合は、通知書の発送はありません。
該当月の約4カ月後に振込みますが、審査等により遅れる場合があります。

4 注意事項

- 支給申請簡素化決定以降の高額療養費については、指定の口座へ自動振込となります。
- ※ 令和6年1月以前に通知した高額療養費については簡素化の対象とはなりませんので該当月ごとの申請が必要となります。

【お問合せ先・郵送先】

〒820-0292
嘉麻市岩崎1180番地1
嘉麻市役所 市民課 国保年金係
Tel:0948-42-7426

【提出窓口】

稲築本庁 市民課 国保年金係
碓井庁舎 市民サービス課 市民サービス係
嘉穂庁舎 市民サービス課 市民サービス係
山田庁舎 市民サービス課 市民サービス係